愛知学院大学経済研究所『経済研究所所報』投稿規程

令和2年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学経済研究所規程第3条第2項に基づき刊行する経済研究所所報の投稿に関する必要事項を定める。

(投稿資格者)

第2条 投稿資格者は、愛知学院大学経済研究所(以下、「研究所」という。)の所員及び研究員とする。客員研究員による単著及び共著の場合は、所員の推薦状を必要とする。共著論文等は、少なくとも1名の投稿有資格者を含まなければならない。ただし、運営委員会において特に投稿を認めた場合はこの限りではない。

(投稿原稿の内容と種類)

第3条 原稿は、学術雑誌としてふさわしい内容で未発表のものに限る。種類は論文、研究 ノート、調査、資料、書評、翻訳等とする。

(審査)

第4条 原稿の受理は、運営委員会が審査し決定する。種類に関しては、運営委員会が変更 を求めることもある。

(電子化公開の許諾)

第5条 掲載された原稿は、本学図書館又は国立情報学研究所が電子媒体によって複製、公開できるものとする。

(原稿様式)

- 第6条 使用言語は、原則として日本語又は英語にする。原稿字数は、原則として和文の場合はA4サイズ(40字×30字)25枚まで、英文の場合はA4サイズ・ダブルスペース(28行/頁)40枚までとする。ただし、事前に運営委員会の了承を得た場合はこの限りではない。原稿には、種類、題名(和文と英文)、執筆者名(和文と英文)、和文要旨(400字以内)、英文要旨(200語以内)、和文・英文キーワード(5語以内)を明記する。(出版形式)
- 第7条 出版形式は、電子出版とし、研究所のウェブサイトに掲載される。 (提出期日)
- 第8条 投稿は、所定の提出期日までに行う。締め切り後に提出された原稿は、掲載されない場合がある。

(執筆要項)

第9条 別途定める執筆要項に従うものとする。

(原稿の修正)

第10条 投稿後の原稿の修正は、原則として行わないものとする。万一やむを得ず修正を 要する場合は、初校において行い、その範囲は最小限に止める。

(著作権)

- 第 11 条 本誌に掲載される論文等の著作権は、研究所に帰属する。 (雑則)
- 第12条 この規程に定めるものの他に必要な事項は、運営委員会が定める。 (規程の改廃)
- 第13条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、研究所長がこれを行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。